

答 申 書

平成26年度

豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会

平成27年1月9日

豊田市長
太田稔彦様

豊田市議員報酬等及び特別職の
給料に関する審議会
会長 今川 晃

豊田市議員報酬及び特別職の給料の額並びに市議会の会派
又は議員に交付する政務活動費の額について（答申）

平成26年10月17日に貴職から諮問を受けました下記のことについて、
次のとおり答申いたします。

記

- 1 市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、事業管理者
及び常勤の監査委員の給料の額について
- 2 市議会の会派又は議員に交付する政務活動費の額について

第1 答 申 内 容

- 1 市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、事業管理者及び常勤の監査委員の給料の額（以下「特別職等の報酬及び給料の額」という。）について

特別職等の報酬及び給料の額を、次のとおりとすることが適当である。

区 分	月 額	改定額
議 長	75万3,000円	据置き
副 議 長	68万7,000円	据置き
議 員	62万9,000円	8,000円引上げ
市 長	112万9,000円	据置き
副 市 長	95万1,000円	据置き
教 育 長	76万3,000円	据置き
事 業 管 理 者	76万3,000円	据置き
常勤の監査委員	66万4,000円	据置き

改 定 時 期

平成27年4月1日から実施することが適当である。

- 2 市議会の会派又は議員に交付する政務活動費の額（以下「政務活動費の額」という。）について

現行の議員一人あたり、年額53万円を据え置くことが適当である。

第2 審 議 経 過

当審議会は、平成26年10月17日に貴職から特別職等の報酬及び給料の額並びに政務活動費の額の改定の是非、改定額及び改定の時期について意見を求められた。

これに対し、当審議会は、前回の審議会以降の社会経済情勢の変化や、国、他の中核市及び県内各市の状況、本市の財政状況や業務の変化など、本市を取り巻く諸情勢を総合的に勘案し、別記の参考資料に基づいて慎重に検討した結果、上記の結論に達した。

1 審議会開催状況

第1回審議会	平成26年10月17日
第2回審議会	平成26年10月31日
第3回審議会	平成26年11月14日
第4回審議会	平成26年12月 1日
第5回審議会	平成26年12月19日
第6回審議会	平成27年 1月 9日

2 指 標

特別職等の報酬及び給料の額について審議するにあたり、特別職等の職務内容とその職責を十分認識するとともに、いわゆる情勢適応の原則や均衡の原則をも斟酌し、以下の基礎的指標を参考として、適正な額を決定することとした。

- ア 人事院勧告と本市一般職の給与改定状況
- イ 国の特別職及び国会議員並びに中核市・県内各市の特別職等の報酬及び給料の額の状況及びその比較
- ウ 特別職等の報酬及び給料の額における支給比率
- エ 本市及び中核市・県内各市の財政状況
- オ 豊田市の投資的経費の推移
- カ 最近の経済情勢

また、政務活動費の額に関しては、現行の使途基準に照らし合わせて、次の指標を参考にして額の妥当性を審議した。

- キ 豊田市議会政務活動費条例で規定する使途基準
- ク 中核市・県内各市における政務活動費の状況及びその比較
- ケ 政務活動費使途別支出状況

第3 特別職等の報酬及び給料の額についての考え方

本市においては、平成17年の市町村合併から10年が経過し、都市の構造変化や都市内分権の推進、多様化する市民ニーズへの対応など、これまで取り組んできた施策について検証し、新たな展開に結び付けていくべき重要な時期を迎えている。このような背景を受け、市長等特別職及び市議会議員の職務はますます多様化、高度化するとともに、その職責も一層重いものとなり、これらに対応するための高度な政策形成能力が求められている。

特別職等の報酬及び給料の額は、その果たすべき役割及び責務に対応することが必要であり、これに加えて、一般職の給与改定及び国の特別職の報酬等の状況、社会経済情勢等を総合的に勘案すべきである。

また、いわゆる情勢適応の原則の観点から、改定の是非を議論するひとつの要素として人事院勧告があり、その動向を踏まえておく必要がある。前回の審議会以降の人事院勧告は、平成25年度は据置き、平成26年度は引上げの勧告であった。なお、平成26年人事院勧告においては、地域間の給与配分の見直しに重点を置いた平成27年度以降の給与制度の総合的見直しについても勧告がされている。また、均衡の原則の観点から、行政需要や財政規模等が同程度である中核市との状況比較を踏まえることも必要であると考えられる。

一方、日本経済の状況は、平成26年4月の消費税増税後、景気の落込みが見られ、同年7～9月期の実質GDPは、前期比年率マイナス1.9%と2四半期連続のマイナス成長となるなど、先行きが不透明な状況にある。

本市における財政状況を見ると、自動車産業を中心とした企業業績は回復基調にあるものの、今後、法人市民税の一部国税化等の税制改正や普通交付税合併特例の終了等により歳入減が見込まれる中で、行政水準を維持させなければならないという厳しい行財政経営が想定される場所である。

当審議会では、以上の基本的視点に基づいて、改定の是非を決定することが適当であると判断した。

1 市長等特別職の給料の額

市長等特別職の給料の額については、一般職員の給与改定と必ずしも連動するものではないが、当審議会では、これまでも前回の審議会後における本市の一般職員の給与改定を参考にして給料額改定の答申を行ってきた。この考え方を基本とすると、平成25年度の改定状況は据置き、平成26年度は0.26%の引上げであったことから、平成26年度の一般職員の平均給与改定率プラス0.26%が基準となる。ただし、平成26年度の給与引上げは、若年層に重点を置いた改定であることを考慮する必要がある。

今回の審議において、市長を始めとする特別職の職務は、市町村合併や経済情勢の変化により多様化し、質的にも量的にも拡大しており、また、日々の公務状況に鑑みてもこれに見合う給料にすべきであり、地域経済の活性化をけん引する観点からも引き上げるべきとの意見のほか、情勢適応の原則の観点から、国の指定職及び特別職の給料について改定が行われていないことから、本市特別職についても同様に据え置くべきとの意見等が出された。

当審議会として意見をとりまとめるにあたり、昨今の経済情勢、他の中核市の状況、国家公務員を始めとした公務員の給与等を取り巻く環境などの検証を行った。結果として、税制改正等による歳入減等本市を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあること、市長の現行給料額112万9,000円は、中核市43市の平均値109万4,605円を上回り、中位以上に位置していること、平成26年人事院勧告における給与制度の総合的見直しにより、本市地域手当が地域の経済情勢も反映して、平成27年度から増額となる見込みであることなど、これらのことを総合的に勘案し、市長を始めとする特別職の給料は据置きが妥当であるとの結論に達した。

2 市議会議員の議員報酬の額

市議会議員の議員報酬の額については、これまでの審議会において、一般職員の給与改定や市長を始めとする特別職の給料の改定状況を考慮した上で、均衡の原則の観点から、人口規模類似の中核市の報酬額との比較を行い、本市の議員報酬が類似の中核市と比べ低額であったことから、これまで引上げの改正が行われてきた。

今回の審議において、本市は、地域市議会報告会や市民シンポジウムの開催など、議会活性化に先進的に取り組んでおり、熱心な議員活動が行われていること、また、その一方で、本市の議長、副議長の現行報酬額が人口規模類似の中核市の平均値であることに対し、一般議員の現行報酬額62万1,000円は、平均値63万4,188円を1万3,188円下回っていることから、一般議員について、報酬額を引き上げるべき等の意見が出された。また、引上げ額については、一般職員の給与改定率を基本とすべきとの意見、人口規模類似の中核市の平均値に引き上げるべき等の意見が出された。

当審議会として意見をとりまとめるにあたり、議員の職責は市町村合併により増加しており、その議員活動に対して相応の報酬が必要であること、また、市民の意見を市政に反映させるために議員の広範な情報収集活動や市政のチェック、政策提言などの重要度は増しており、その期待を込めて市議会議員の一般議員の報酬の額を引き上げることとし、また、引上げ額については、人口規模類似の中核市の平均値との差額に注視するものの、現下の厳し

い社会情勢に照らした場合、差額を一挙に解消することは適当でないと判断し、8,000円の引上げが妥当であるとの結論に達した。

第4 政務活動費の額についての考え方

現行の市議会議員の政務活動費は、平成24年9月の改正地方自治法の公布により、名称が政務調査費から政務活動費に変更されるとともに、使途基準が拡大されたことに伴い、平成25年度から一人当たり年額15万円引き上げられ、年額53万円となっている。この額は、中核市の中で最も低い額となっており、中核市平均の115万744円を大きく下回っている状況にある。これは、他の中核市の多くが、本市の認めていない人件費や備品購入費などを対象経費として認めているのに対し、本市においては、調査研究費、広報広聴費などの範囲に限定していることが要因となっている。

なお、今回の審議会は、使途基準の拡大に伴い政務活動費が引上げとなった後、初めて開催される審議会であり、審議に当たっては、拡大された使途基準である要請・陳情に係る経費、ホームページ維持管理費等を含めた支出状況についても考慮した。

1 政務活動費の額

政務活動費の額については、これまでの審議会において、本市の政務活動費が使途の範囲を限定しており、透明性の高い運用がされていることが評価され、この限られた使途基準における実績に鑑み、その額は適切であると判断されてきた。

今回の審議において、本市市政の発展に向けて、議員の政策提言等は重要度を増しており、そのためには、先進地視察等の機会を増やすことが必要であり、政務活動費を引き上げるべきとの意見、政務活動費の引上げから期間が短く、成果を判断する材料に乏しいことから、今回は据え置くべき等の意見が出された。

当審議会として意見を取りまとめるにあたり、議員の政策形成能力の向上に資するために、政務活動費を引き上げる必要性は認めるものの、政務活動費の引上げから期間が短いこともあり、次回審議会において、拡大された使途基準の支出状況も含め、再度検証を行った上で、改定の是非を決定することが適当であると判断し、政務活動費の額については据置きが妥当であるとの結論に達した。

おわりに

日本経済は、消費税増税後の景気低迷により、企業収益や雇用情勢など先行きが不透明な状況にあり、本市においても厳しい行財政経営が想定される中、少子高齢化への対応や防災対策などを始めとした行政需要は引き続き増加し、新たな行政課題への適切な対応が求められている。

また、自治体を取り巻く環境においても、地方分権の流れから地方の自立が求められる中、基礎的自治体への権限移譲が進み、その果たすべき役割と責任が益々増大している。

このような社会経済情勢に対応するため、行政経営の責任者としての市長を始めとする特別職や市民の代表である市議会議員及び議会の果たすべき役割及び責務は、ますます増大しており、その行政手腕や議会活動に対して、これまで以上に大きな期待が寄せられている。これらのことを十分認識され、今後も市政の発展と市民福祉の向上のために、なお一層のご尽力をお願いするものである。

平成26年度豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会委員名簿

会 長 今 川 晃 (同志社大学教授)

副会長 田 端 稔 (豊田商工会議所 副会頭)

委 員 宇 野 幸 伸 (あいち豊田農業協同組合 代表理事専務)

委 員 小 澤 仁 和 (連合愛知豊田地域協議会 代表)

委 員 澤 田 恵 美 子 (豊田市消費者グループ連絡会 会長)

委 員 鈴 木 剛 (市民代表 公募委員)

委 員 鈴 木 由 正 (豊田市区長会 理事)

委 員 鳥 居 忠 雄 (豊田市ボランティア連絡協議会 書記)

委 員 横 山 栄 介 (一般社団法人豊田青年会議所 理事長)

別記

参考資料

- ・ 豊田市特別職の給料改定状況
- ・ 豊田市市議会議員の報酬改定状況
- ・ 豊田市一般職の給与改定状況
- ・ 国の特別職報酬等の改定状況
- ・ 中核市の特別職給料の状況（人口規模別）
- ・ 中核市の市議会議員報酬の状況（人口規模別 人口一人当たり報酬額比較）
- ・ 中核市 報酬・給料の月額による順位
- ・ 中核市 報酬・給与等の年収による順位
- ・ 中核市の特別職給料改定状況（改定率）
- ・ 中核市の市議会議員報酬改定状況（改定率）
- ・ 愛知県内各市の特別職給料の状況
- ・ 愛知県内各市の市議会議員報酬の状況
- ・ 愛知県内各市 報酬・給料の月額による順位
- ・ 愛知県内各市 報酬・給与等の年収による順位
- ・ 愛知県内各市の特別職給料改定状況（改定率）
- ・ 愛知県内各市の市議会議員報酬改定状況（改定率）
- ・ 豊田市の過去における特別職等給料報酬支給比率
- ・ 中核市及び県内各市の議員定数状況
- ・ 豊田市議会政務活動費について
- ・ 中核市における政務活動費の状況
- ・ 県内各市における政務活動費の状況（主な市及び近隣市）
- ・ 平成25年度政務活動費用途別支出状況（会派別）
- ・ 豊田市市税の推移（一般会計）
- ・ 中核市の平成25年度決算状況（普通会計）
- ・ 愛知県内各市の平成25年度決算状況（普通会計）
- ・ 中核市の平成25年度財政状況
- ・ 愛知県内各市の平成25年度財政状況
- ・ 豊田市目的別投資的経費の推移（普通会計）